

意見書案第 4 号

安保関連 3 文書を撤回し大軍拡の中止を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第 1 項の規定により提出します。

令和 5 年 3 月 16 日

福岡市議会

議長 伊藤嘉人様

提出者 福岡市議会議員

山口湧人

綿貫英彦

中山郁美

松尾りつ子

森あやこ

堀内徹夫

倉元達朗

安保関連 3 文書を撤回し大軍拡の中止を求める意見書

岸田政権は、昨年12月16日、「国家安全保障戦略」など安保関連 3 文書を閣議決定しました。その内容は、これまでの政権が国是としてきた専守防衛政策を大転換するものです。これらの文書に明記された、「反撃能力」という名の「敵基地攻撃能力」の保有は、先制攻撃も可能な能力を持つことであり、他国に直接の脅威を与え、武力による威嚇又は武力の行使を禁止した憲法第 9 条に違反します。本年 1 月 13 日に発出された日米共同声明にも、「日本の反撃能力及びその他の能力の開発及び効果的な運用について協力を強化する」旨が明記されており、これは集団的自衛権の下で日米が一体となって相手国に攻め込むと公言したことにほかなりません。

また、敵基地攻撃能力の保有がもたらす事態は、2月6日の衆議院予算委員会で浜田防衛大臣が認めたとおり、日本が武力攻撃を受けていない状況下で集団的自衛権の行使として敵基地攻撃を行い、相手国から報復攻撃を受けた場合、「日本に大規模な被害が生じる可能性も完全に否定できない」というものです。

政府は安保関連 3 文書に基づき、5年間で43兆円程度を投じて大軍拡を進めようとしています。こうした軍拡予算の編成は、国家間の軍事的な緊張を高めるだけでなく、コロナ禍や物価高にあえぐ国民の生活を更に苦しめ、将来の世代にも重荷を負わせるものとなります。

よって、福岡市議会は、政府が、安保関連 3 文書を撤回し、このような大軍拡を中止されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

内閣総理大臣、防衛大臣 宛て

議長 名